

平成 22 年度 第 4 回中国地方整備局事業評価監視委員会

日 時：平成 22 年 10 月 26 日（火） 13：10～16：30

場 所：合同庁舎 2 号館 8 階会議室

議 事 録

道路事業の審議

再評価対象事業

【一般国道 30 号 児島・玉野拡幅】

◎鎌倉委員

本事業は長期に渡る事業であり進捗率も 97%と高く、早く完成させるべき事業と考える。再評価対象が 3 年経過に変更となったことで今回再評価を行うのか。

◎岡山国道事務所長

再評価後 3 年経過に変更となったことにより、今年度再評価を行うことになった。

◎鎌倉委員

再評価の仕組みとして、ここまで進捗した事業を今更再評価してどうするのだというのが正直な感想だ。評価の仕組みをもう少し簡素化するべきであるということを意見として申し上げたい。

◎尾島委員長

残事業が僅かであり、必要性が明らかな事業について、短期間のサイクルでの再評価が必要でない場合もあるのではないかと。再評価のあり方について検討いただきたい。

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

再評価対象事業

【一般国道 53 号 津山南道路】

◎作野委員

この道路は自動車専用道路か。

◎岡山国道事務所長

第 3 種第 2 級の道路であり道路規格としては自動車専用道路ではない。ただ、歩道を設けないため、自動車専用道路と同様な構造となっている。

◎作野委員

私から 2 点論点を申し上げたい。

1 点目。本件道路が出来ることによって、現道の自動車交通が少なくなり通学路の安全性向上

は期待されるが、危険性がなくなるわけではない。

現道の交通安全向上をどのように考えているのか。

2点目。津山南道路という事業名と空港津山道路という地域高規格道路名があり、事業評価をどのように捉えるべきかということを教えて頂きたい。

◎岡山国道事務所長

1点目。津山南道路と並行する国道53号について、通学路や生活道路となっていることから、必要な箇所から順次、別事業で歩道整備を行っている。

2点目。津山南道路は事業名、空港津山道路は津山南道路を含むネットワークの名称という区別をしている。

◎作野委員

例えば津山南道路として捉えると事業継続が妥当で、空港津山道路として考えると事業継続が妥当ではないという事も理論上あり得る。個別事業ごとの評価と、ネットワークとしての評価との整合についてどのように考えているのか。

◎尾島委員長

空港津山道路のうち津山南道路以外の区間は、事業は始まっていないのではないかと。

◎岡山国道事務所長

津山南道路以外の区間については事業着手していない。

◎尾島委員長

我々事業評価監視委員会としては事業化されている津山南道路について再評価をするという役割を担っている。

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

再評価対象事業

【一般国道2号 岩国・大竹道路】

◎山田委員

岩国・大竹道路の起点となる小方一丁目付近は、大竹市役所やyoumeタウン等商業地が密集し、小方小学校・中学校や住宅市街地がある。事業実施にあたってはこれらへの配慮が必要である。

◎山口河川国道事務所長

起点側については色々な都市機能が集積している。小方小学校については移転計画が進んでいると大竹市から聞いており、小学校が移転されれば、その跡地を含めてこの周辺の構造について検討して参りたい。

◎柏見委員

トンネルが多い本件事業では、トンネル断面縮小のコスト縮減は行わないのか。

◎山口河川国道事務所長

本件事業では現在調査設計を進めている段階であり、今後のトンネル設計でコスト縮減を検討して参りたい。

◎杢見委員

これ以上のコスト削減の可能性があると理解してよいのか。

◎山口河川国道事務所長

コスト縮減については山口・広島両県から意見を頂いているので、努めてまいりたい。

◎鎌倉委員

2点ほど確認したい。

1点目。先程の2件の道路の設計速度は60km/hであったのに、本事業は80km/hになっている理由は何か。

2点目。資料20ページ「前回評価時との比較」で、前回の数字が入っていない箇所がある理由は何か。

◎山口河川国道事務所長

1点目。本件道路のような1種3級と3種1級の道路は、80km/hが標準的な設計速度となっている。ただ、一般的に3種の道路は、規制速度が60km/hのものが多い。

◎鎌倉委員

設計速度80km/hとすることで、無駄が生じると言うことにはならないのか。

◎山口河川国道事務所長

当該事業箇所は地形条件などから、設計速度の違いにより、構造物やトンネル延長に大きな変化がなく、コストに大きな違いは生じない。

○道路計画課長

2点目。平成11年の新規採択評価時の諸元データは、当時の文書保存期間が5年であったため保存期間が過ぎており存在していない状況である。現事業評価実施要領では事後評価が終了するまで関連資料を保存するという事になっている。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

再評価対象事業

【一般国道2号 周南立体】

◎尾島委員長

資料16ページ「事業の効果」で、費用（C）の残事業と全体事業がほぼ同一額であるがどうか。

◎山口河川国道事務所長

平成20年度に事業化したばかりで、現在、調査設計を行っている段階であるため。費用の差は調査設計費分である。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

河川事業の審議

再評価対象事業

【江の川総合水系環境整備事業】

◎作野委員

資料３４及び４１ページ「事業を巡る社会情勢等の変化」で、沿川の三次市・安芸高田市の人口について「今後も大きな減少はないと見込まれている」と記載されているが、その根拠を教えてください。また、江の川上流の水辺整備事業等であるので、必ずしも近隣人口の増減だけが、社会情勢に反映するとは限らない中で、広域利用の側面をどう考えているのか教えていただきたい。

◎三次河川国道事務所長

人口の変動の傾向は、日本の市区町村別将来推計（国立社会保障人口問題研究所）によれば、平成２２年と比較した場合の１０年後の三次市及び安芸高田市の合計の人口が約９０％となっており、大きな変化ではないと考えた。

また、香淀箇所（カヌー公園さくぎ）などは調査対象区域以外の利用も多くあり、今回示している以上の効果があると思っている。

◎沖委員

１点目。資料３５ページ「コスト縮減の視点」の除草作業や清掃に関して、地域住民との協力体制を確立することは大事であるが、現時点の除草体系の現状を教えてください。

２点目。「事業の進捗の見込みの視点」で、直轄区間外も含めて調整して事業を行う必要があると書かれているが、具体的なことを教えてください。

３点目。資料３７ページ「自然再生」で、想定していた洪水による河道内のかく乱が得られなかったとされているが、この想定されている洪水について伺いたい。

４点目。資料４１ページ「事業実施による環境変化」で、魚類調査によると工事前後の確認種数に大きな変化は見られなかったとあるが、この後どのようになるかは未定であり、種の同定も大切であると考えているのでこの点の考えを伺いたい。

◎三次河川国道事務所長

１点目について、除草等の維持作業については、河川管理上必要なところを中心に実施している。管理者としても実施するが、地域住民の方と連携をしながら除草活動をやっている箇所もあり、今後の方向としては、例えば香淀箇所（カヌー公園さくぎ）については地域住民と一緒に実施することにより川への親しみとか愛着に繋がっていくと考えているので、その方向で取り組んでいく。

◎沖委員

岡山県では、除草等について県のアダプト制度を活用して実施しているが、そのような考えはあるのか。

◎三次河川国道事務所長

アダプト制度も活用したいと思っているが、現在のところ当事務所ではそのような登録はなさ

れていない。

2点目について、下原箇所は国の管理地の隣に広島県管理地があり、広島県と協議、調整した後に、計画を改めて確定させたいということである。そのため計画の見直しをさせていただきたいということである。

3点目について、「自然再生」で河道内のかく乱が生じると想定している流量は、吉田地点で350m³/s程度の出水であるが、ここ2、3年起こっていないということである。ただ、今年7月に安芸高田市、三次市を中心とした大雨による出水があり、その効果を現在調査しているので、継続的に検証していきたい。現時点ではその結果が出ていないのでその紹介ができない。

4点目について、今後も水辺の国勢調査等を利用して継続的に調査してまいりたい。

◎沖委員

外来種が入る可能性があるので、種数だけが増えても心配である。

◎三次河川国道事務所長

どのような魚がどの程度いたかは調査している。外来種の問題については危惧しており、引き続きこのような取り組みが必要であると思う。

◎尾島委員長

資料1ページ「事業期間」に平成9年度～平成27年度と記載されているが、同「事業諸元」に記載されている事業期間には平成27年度という記載がない。整合しているのか。

◎三次河川国道事務所長

資料10ページ「事業内容」の一覧表に赤字で記載されている畠敷箇所や甲立箇所については、計画中ということでありまだ事業実施されていない。当該地区は事業期間が平成27年度になるということである。

◎尾島委員長

本事業については、再評価対象箇所は「継続」、フォローアップ対象箇所は「今後、フォローアップ及び改善措置の必要はない」ということで、当委員会としては「対応方針(原案)」は妥当と判断する。

河川事業の報告（河川法に基づき、河川整備計画策定に係る審議を行った事業）

再評価対象事業（報告）

【斐伊川水系直轄河川改修事業】

◎作野委員

平成20年度の再評価時にも申し上げたが、地元では、事業は基本的には受け入れられているが、一部反対される根拠の中に、3点セットの3点目が本当に必要なのかという矮小化した議論がされている。

ダム、放水路が完了した後に河川改修事業が行われるわけであるが、3点セットと表出されることには、メリットもあるがデメリットもあると考えている。

今後も3点セットという表現を使うのかどうかについて説明いただきたい。

◎河川計画課長

斐伊川の治水対策を3点セットで進めていく中では、様々なご意見を頂いているのは事実であるが、上流、中流、下流それぞれが必要な負担をし、総合的に斐伊川流域全体の治水安全度を向上させていくために3点セットが進められている。

昨年には島根、鳥取両県知事が大橋川改修事業について合意をされ、9月には斐伊川水系河川整備計画が策定されて整備内容が明示されたところであり、今後適切に進めていくべきものだと考えている。

3点のうち2点が完成に近づいているのは事実ではあるが、あくまで上流から下流まで一体となって斐伊川の安全度を向上させていくという意味で、3点セットという整理で実施していくことになるかと思っている。

◎作野委員

3点セットと呼ばれることによって、むしろ誤解の方が生じやすいように感じている。

せっかく地元のみなさんの努力で上流部、中流部をほぼ完成しようとしている中で、新しい時代に向けた的確な表現の方が下流域の住民にとっては理解しやすいように感じるということを意見申し上げる。

◎鎌倉委員

大橋川の河川改修のイメージはどのようなになるのか。

◎河川計画課長

資料13ページ「斐伊川水系直轄河川改修事業の概要」に大橋川の改修について示している。赤線が拡幅箇所であり、青線は堤防やパラペットなどの拡幅以外の整備となるところである。

◎杢見委員

斐伊川の河川整備懇談会の委員であったので、少しご説明させて頂きたい。

上流側の中州について、整備懇談会での意見では生態系を考慮すると中州の大きい掘削は難しいだろうということであったが、一部掘削や拡幅を行えば予定流量が流せるということで委員会では了承したところである。

◎沖委員

コアマモ等の群落があるが、水の流れが速くなることと、その群落を維持することの兼ね合いは検討されているのか。

◎裕見委員

その件についてはかなり議論をし、気を付けて施工するということになった。

再評価対象事業（報告）

【斐伊川総合水系環境整備事業】

◎尾島委員長

アマモの再生には、どれくらいの期間がかかるのか。

◎河川計画課長

移植した後1年程度で定着している。

◎尾島委員長

汽水域での実績は他にはあるのか。

◎河川計画課長

他でも実施していると聞いているが、効果等は即答できない。

◎裕見委員

覆砂による環境整備では、特にあさりが増えたと聞いており、9月頃に現地でその状況を確認した。また、ヨシ原に関してはかなり成長しているところがあった。

中海、宍道湖は波が立つので、覆砂を安定させる技術も今後検討していかなければならない。生態系に関しては全般的に成功していると聞いている。

◎沖委員

写真の取り方だと思うが、汽水域であることから普通のヨシより生育が悪いように見える。

◎裕見委員

植生の方法で竹筒に植えるなど、何種類か試している段階だと聞いている。

◎河川計画課長

引き続きモニタリング等をしながらフォローして参りたい。

◎沖委員

ヨシの生育の観点からは、竹ポットはよくないと見ている。植栽方法としては実施しやすいが、ヨシにとっては初期の生育には問題があると思っている。他に植栽方法がないのか。

◎作野委員

波の影響が強いことから苗を活着させるために竹ポットの手法を取っており、定着には成功したが、生育には課題がある。先生方に御指導いただきたい。

また、ヨシを復元する場合、過去にヨシがあった場所に復元するのが良いのか、あるいは新しい植栽ゾーンで植生した方が良いのか、研究者の中でも色々な意見が出ている。

◎河川計画課長

引き続き勉強させて頂きたい。